

# 埼玉大学 国語教育論叢

第 22 号

【論文】

国語科教育学と〈他者〉論

——〈言語論的転回〉を視座に——

..... ○山本 良、戸田 功、坂口 智 1

〈周縁的読書活動〉における「個体」的あり方について

——『バーナード嬢曰く。』に見るテキストの快樂

..... 新妻 千紘 13

【彙報】

【論文】

イギリス教育小説に見るヨークシャー方言の役割

——文学的・政治的アプローチによる考察——

..... 武田ちあき 1 左より

英文法における空要素の設定について

——Huddlestone and Pullum (2002) の裸名詞句と文法機能融合を中心に——

..... 田子内健介 15 左より

「ほめ」の機能に関する一考察

..... 吉田 朱里 27 左より

大村はま国語教室におけるカリキュラムの復元

——1969 年度入学者の学習経験の蓄積から——

..... 甲斐 伊織 36 左より

2019

埼玉大学国語教育学会

## 埼玉大学国語教育学会会則

- 第1条 (名称) 本会は埼玉大学国語教育学会と称する。
- 第2条 (目的) 本会は国語教育及びそれに関連する諸領域の研究の進展をはかり、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。
- 1 機関誌の発行
  - 2 研究会、講演会の開催
  - 3 その他必要と認められる事業
- 第4条 (会員) 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 教育学部教官・学部学生・大学院生・卒業生・修了生
  - 2 その他本会の趣旨に賛同し、評議委員会の承認を得たもの
- 第5条 (会員の特典) 会員は本会の発行する機関誌の配布を受ける。また機関誌に投稿し、研究発表会において発表できる。
- 第6条 (役員) 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名
  - 2 副会長 1名
  - 3 評議委員 若干名
  - 4 運営委員 若干名
  - 5 会計監査 2名
- 第7条 (役員の責務) 本会の役員は、次の責務を有する。
- 1 会長は会を代表し、会務を統轄する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長がその任を代行する。
  - 3 評議委員は会の運営に関する事項を審議し決定する。
  - 4 運営委員は会務を執行する。
  - 5 会計監査は会計を監査する。
- 第8条 (役員を選出) 本会の役員は次の方法により会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
- 役員の任期は1年とし、重任をさまたげない。
- 1 会長及び副会長は本学国語教育講座教官から選出する。
  - 2 評議委員・運営委員・会計監査は会員より選出する。
- 第9条 (総会) 本会は年一回の総会を開き、事業報告、予算決算の審議承認、役員選出などを行う。
- 第10条 (会計) 本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。会費の額は総会で決定する。
- 第11条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第12条 (事務局) 本会の事務局は埼玉大学教育学部国語教育講座内におく。
- 第13条 (会則の変更) 本会の会則の変更は総会の議を経るものとする。

### 付則

- 1 本会則は平成9年4月1日より施行する。
- 2 本会則は平成13年11月17日より施行する。

## 埼玉大学国語教育学会会計規則

- 第1条 本会の会費(年額)は次の通りとする。
- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 教育学部教官       | 5,000円                  |
| 学部学生         | 1,500円(但し、卒業予定年度まで一括前納) |
| 大学院生・卒業生・修了生 | 3,000円                  |
| その他一般会員      | 3,000円                  |
- 第2条 納付済みの会費は返還しない。
- 第3条 本規則の変更は総会で決定する。

### 付則

- 1 本規則は平成9年4月1日より施行する。
- 2 本規則は平成11年10月30日より施行する。

### 《投稿規定》

- 一、投稿は、原則として埼玉大学国語教育学会会員に限るが、それ以外の方に投稿を依頼することもある。
- 二、投稿原稿は、四百字詰め原稿用紙換算四十枚以内とする。
- 三、原稿採否等については、複数の委員による査読を経て、編集委員会で決定される。採用に当たっては変更を求めるときもある。
- 四、刊行は、年一回（秋）を原則とする。
- 五、投稿希望者は、三月末までに申し込みを行い、四月末までに原稿を送付すること。

埼玉大学 国語教育論叢 第二十一号

平成三十一年三月十五日印刷

平成三十一年三月十五日発行

さいたま市桜区下大久保二五五

埼玉大学教育学部国語教育講座内

編集  
発行

埼玉大学国語教育学会

代表者 薄井 俊二

印刷所 株式会社 双信舎印刷

さいたま市浦和区瀬ヶ崎二一六一一〇

TEL〇四八（八八六）五五五六